

# 会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称  
令和2年度第2回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会
- 2 開催日時 令和3年3月11日（木）午後2時00分から午後3時40分まで
- 3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 1階大広間
- 4 会議に出席した者
  - (1) 委員  
高橋文一委員長、清水五郎副委員長、玉手英一委員、櫻井道子委員、原田伊都子委員、戸部成子委員、黒沼篤司委員、木村明子委員
  - (2) 事務局（長寿支援課）  
渡辺克也課長、伊藤博人課長補佐、相原浩子課長補佐、佐々木仁美介護保険係長、高橋ひろみ主幹兼包括ケア係長
  - (3) その他  
なし
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別  
議題
  - (1) これまでの会議における意見等に対する町の対応状況
  - (2) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の振り返り
  - (3) 美里町における令和3年度の高齢者福祉サービスについて
  - (4) 令和3年度美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針（案）について
  - (5) 令和3年度介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務委託について
  - (6) その他

会議の公開・非公開の別  
公開
- 6 傍聴人の人数  
0人
- 7 会議資料  
別紙のとおり

8 会議の概要

<p>渡 辺 課 長</p>	<p>皆さんこんにちは。長寿支援課長の渡辺です。本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、皆様お揃いでございますので、ただいまから、令和2年度第2回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、阿部委員お一人から、本日欠席の御連絡をいただいております。美里町介護保険条例第17条第2項及び美里町地域包括支援センター条例第14条第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要でございますが、本日過半数の委員の御出席を頂戴しておりますので、会議開催の要件をみたしてございます。御報告させていただきます。</p> <p>次に、次第の2、会議録署名人及び会議録書記の選出でございます。町で定めてございます附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、会議録を作成して公開することを定めてございます。会議終了後、事務局におきまして会議録を作成いたしまして、委員の中から会議録署名人としてお二人を選出いたしまして、内容を御確認していただいた後に御署名をいただいて会議録を公開する予定でございます。本日の会議録署名人と会議録書記の選出はいかがいたしましょうか。</p> <p>(高橋委員長より事務局から案を提案するよう意見あり。)</p> <p>はい。それでは事務局の方から提案をさせていただきます。会議録署名人につきましては、本日ご出席を頂戴しております櫻井道子委員と木村明子委員のお二人にお願いできたらと思っておりますので、提案をさせていただきます。また、会議書記につきましては、事務局長寿支援課の主幹兼包括ケア係長の高橋ひろみが務めることで提案をさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいとの声あり。)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、会議録署名人のお二人には、会議録作成後、事務局から御連絡をさせていただいた上でお伺いさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、美里町介護保険条例第17条第1項及び美里町地域包括支援センター条例第14条第1項の規定により、会議の代表者が会議の議長となることを定めておりますので、高橋委員長を議長といたしまして、会議を進めていただきます。</p> <p>高橋委員長、よろしく願いいたします。</p>
<p>高 橋 委 員 長</p>	<p>皆さん、こんにちは。午後のお忙しい時間にお集まりいただきましてありがとうございます。今日も滞りなく会議を進めさせていただきますよう、ご協力お願いいたします。早速始めさせていただきます。</p> <p>議事に入ります。(1) これまでの会議における意見等に対する町の</p>

	対応状況【資料1】ということです。事務局よろしく申し上げます。
伊藤課長補佐	<p>長寿支援課の伊藤でございます。(1)これまでの会議における意見等に対する町の対応状況について、ご報告申し上げます。</p> <p>これまでの委員会におきまして皆様からいただきましたご意見に応じて、事務改善等を行った事項についてご報告申し上げます。</p> <p>～(1)これまでの会議における意見等に対する町の対応状況【資料1】について説明～</p>
高橋委員長	はい、ありがとうございます。ただいまの報告についてご意見ご質問はありますか。よろしいですか。
原田委員	よろしいですか。2ページ目のところで周知というところですが、各種会議等においても説明はされていて、その時に何か意見等ありましたか。あったのであればお願いします。
伊藤課長補佐	今回の周知は、第8期の計画が主に保険料がこういう形になりました、保険料を導き出すために、例えば事業量をこれくらい見込んでおります。他に高齢者人口が、委員の皆様が策定委員の委員を兼ねていらっしゃると思いますので、委員会の方でお話をさせていただきましたが、現在は介護保険料がこれくらいで済んでおりますが、今後このような形で高齢者人口が伸びます。伸びる他に中間の40歳から64歳の働き盛りの人口が減っていきますという部分を強調して説明させていただいたところです。ただ、まだ障りの部分での、こういう形でこのように伸びますよという説明なので、皆さん地域の事業所の方たちにもお話ししましたが、漠然と今後こういう形で厳しくなっていくんだねというくらいのご意見しか頂いていないのが正直なところです。以上です。
高橋委員長	よろしいですか。ほかにありませんか。
櫻井委員	介護保険料なんですが、医療保険との兼ね合いはどうなっておりますか。医療保険が所得割ですか、所得区分して保険料が高くなっていく人と、従来の割合の人とおりますよね。そのことで、この介護保険料との兼ね合いはどうなっていますか。
伊藤課長補佐	医療保険の考え方、医療保険は医療保険の計算方法がありまして、介護保険は介護保険ということで、医療保険と介護保険は切り離されているものであります。ただ、介護保険につきましても、来年からは基準額5、800円、現行の100円マイナスということで設定しておりますが、65歳以上の方が一律5、800円ということではなく、ご本人の年金の収入であったり、世帯の課税非課税の状況において、5、800円を中心に九つの段階で、第1段階から第9段階という形で、保険料というものを設定しております。
櫻井委員	第1号と第2号の被保険者がわかれていますよね。第1号被保険者は今説明していただいたとおりでと思っておりましたが、第2号被保

	<p>険者の方たちは保険料が今までのような計算ではなくて、総額の所得で割り出されているような状況で大変心配しております。公平性に欠けるのではないかと。</p>
伊藤課長補佐	<p>櫻井委員さんがおっしゃった第2号の被保険者、40歳から64歳の方にも介護保険料はかかっております。今私がお話ししました第1号被保険者は、3年間に介護保険料が給付大体これくらいかかりますよという総額の23%の部分を第1号被保険者の方にご負担いただくこととなります。ほかに、国が20%、県と町が12.5%、調整交付金が5%あるんですけれども、櫻井委員がおっしゃった2号被保険者の方も、給付の総額の27%をご負担いただくということで、国の法律で割合というのが決まっております。この27%を、社会保険料医療保険のほうに介護保険料という形で組み込んでご負担いただくことになるんですが、こちらにつきましても、一律何パーセントという計算ではなく、医療保険も課税非課税によって軽減というものがございまして、例えば所得に応じた形での医療保険の賦課という形にはなりません。</p>
高橋委員長	<p>よろしいですか。</p>
櫻井委員	<p>詳しくはよろしいのですが、町の皆さん、1号2号それぞれの区分けでどうなっていくのかなと心配しますよね。2号被保険者の方若い方たちはどうなっていくのだろうという、公平に割合ができるだけになっておりましたよね。それが所得割でなっていくということは、それなりの負担を負う人も結構あるんじゃないかなとそういう心配が。私自身には何らそんなことはないんですけれども、同じ美里町に住んでいれば心配をします。</p>
高橋委員長	<p>もし何かありましたら、それぞれに違いますので、町の方に問い合わせただけだと思います。町も何かありましたら説明してください。ほかにありませんか。</p>
清水委員	<p>事業所の指定と更新とありました。令和2年10月21日に町の考え方が決定しました。新規については従来通りで、更新については事後報告として直近の会議において承認することとなりましたね。これについて気になったのが、実は先月発達障害とか知的障害の事業所が不正ということで全国的に記事になりました。中身はいわゆる職員の勤務についての不正申告があったということです。今回の事業所の更新について、そのようなことはないと思いますが、このようなことに歯止めをかけるにはどうしたらよいかと思ったところです。大体記録で判断して申請しますから、その記録が偽った記録で申請されてしまうことが心配です。ほかには定員です。定めた人数を満たしているかどうか。全部書面であるいはパソコンなどもあるでしょうけれども、それで判断する状況となっているので、実地指導のようなものを徹底していかないといけないと思うところです。実をいうと老健の情報を</p>

	<p>得たのですが、今コロナということでコロナに託けているような実態を聞きました。今は家族の方や友人など面会に行っても会えない状況です。特に家族は週に何度か洗濯ものの受け取りなどの際に、状況をみたり職員の話聞くんですが、それが全然聞けないということです。窓口に行っても、「変わらないですか。」「変わりありません。」それだけで済んでいるということです。ですから今は密室のような状態の中でサービスを受けているということです。直接個人対個人のサービスが徹底されていないと、コロナに託けてできるだけ密接を避けるとか、そういうことが実態としてあるようです。職員の方たちに今どうですかと聞くと、仕事が楽ですと言っているんです。これを聞いたときに驚きました。いずれにしてもこのような状況に歯止めをかけるためにはどうしたらいいだろうかと思いました。このような実態を町として常に頭に入れながら、どうしたらそういうものを解消できるか、良いサービスが提供できる事業所になるのか、実地指導を強化するなり、あるいは自己診断もあるはずで、そのようなものを直接見せていただくとか、チェックを入れていかないといけないのかなと思います。今回更新についても実地指導を強化するという話がありましたので、是非その辺は徹底しながら、そのような事象が発生しますと事業所も不幸になる訳です。停止になったり。サービスを受ける方ももちろんですが、いずれにしても決められたことはちゃんとしてもらうことを徹底していく、そういう必要があるのかなと思って、今回更新にあたっての思うところでした。以上です。</p>
高橋委員長	はい。ありがとうございます。
伊藤課長補佐	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>今、清水委員さんがおっしゃったとおり、実地指導等についてもコロナの影響で今年度は計画通りにはいっていないところですが、更新の申請があった時以外でも、何かあれば中には実際入らないですけども、事務室等に行って打合せ等を行っております。何より本町で重視しているのが、他の自治体よりも多いなと自負しているのですが、事業所さんと研修会を行ったり意見を交換する場をかなり多く設定しております。その中で、日頃から事業所さんと時には本音を交えながらお話しする機会を意識させてもらっています。なおのこと、単純な書面でのやり取りに留まらないように、清水委員さんのご意見をもとに、時には事業所さんの実態をしっかり把握できるような仕組みを作りながら、令和3年度も事業を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>本当に貴重なご意見ありがとうございました。</p>
高橋委員長	<p>事務局、よろしくお願ひします。</p> <p>書面だけではなく、実地指導など前任者の時もお願ひしておりますので、是非継続してよろしくお願ひします。</p>

<p>櫻井委員</p>	<p>すみません。よろしいですか。</p> <p>前任者の方の時、私もこちらに携わった時に現場がわからないので、どうなっているか見せてもらいたいとお話しした際、利用者からお話を聞いて本当かどうか疑問に思ったことがあったので、前任の方には内容はお伝えしなかったのですが、研修させていただくとよいですねとお伝えしたところ、「どうぞご自由に行ってください。」と言われたのです。「ご自由に行ってください。」と言われても、私はこういうことをやっているの、見学させてくださいと言っても事業所の方で簡単に外部の人を受け入れないと思いましたが、「そうですか。」と諦めました。でも新しいところが作られた時は、実際外から見学する程度はさせてもらっています。なかなかそういう苦情や不安は利用者さんは持っていると思います。そういうことを自由にこの場でお話しできるのかなと、そういう期待を持って参加させていただいています。そういうことはあまり出ませんよね。以上です。</p>
<p>高橋委員長</p>	<p>大丈夫ですか。(はいの声) 機会がありましたら。</p>
<p>伊藤課長補佐</p>	<p>そうですね。前任者に話されたことは今初めて聞いたところですが、現時点ではコロナの対応で事業所によってはご親族・ご家族位までは中には入れないけれども玄関で面会できるようになりましたとか、徐々に緩和している事業所もあるのですが、なかなかここ1年くらいのコロナの状況が予測がつかないので、すぐには言えないのですけれども、日程調整した上で町で新規の立ち上げの事業所等あれば、何人かご希望される方があれば、私が間に入ってというのも、今ご提案のとおり事業所でどういうことをやっているのかを見せてもらうというのもいいことだとも思いました。今のコロナの状況ですぐにということにはならないのかもしれませんが、貴重なご意見ありがとうございました。</p>
<p>高橋委員長</p>	<p>大丈夫ですか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声あり。)</p> <p>次に入らせていただきます。</p> <p>議事(2)第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の振り返り、資料2ということで、事務局お願いします。</p>
<p>伊藤課長補佐</p>	<p>資料2について、私の方からご説明させていただきます。</p> <p>本日お集りの皆様方にも策定委員会の委員としてお力添えをいただきました、第8期美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の際には、主に令和3年度から5年度まで、この先の町の各種事業や施策についての方向性や見込みの値についてご説明させていただいたところです。</p> <p>本日この場におきましては、現段階の経過期間となります第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度となることから、3年間の動向等を振り返りという形で資料としてまとめましたので、ご報</p>

	<p>告させていただきます。</p> <p>～（２）第７期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の振り返りについて【資料２】について説明～</p> <p>４月から新たに第８期計画の計画期間が始まりますが、先日までの策定委員会でご説明した通り、今後も重点施策である介護予防に係る取り組みを継続しつつ、様々な事業を保険者と地域包括支援センターの両輪で頑張っていきたいと思っております。</p> <p>今後この会議の場におきまして、施策や事業の実施についてご相談したり、方向性についてお諮りすることもあると思っておりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。以上で資料の説明とさせていただきます。</p>
高橋委員長	<p>何かご質問があれば、よろしいですか。</p> <p>（はいの声。）</p> <p>では、次に入らせていただきます。（３）美里町における令和３年度の高齢者福祉サービスについて、【資料３】ということですのでよろしくお願い申し上げます。</p>
伊藤課長補佐	<p>それでは、資料３、美里町における令和３年度の高齢者福祉サービスについてご説明させていただきます。</p> <p>これまでの運営委員会におきましては、介護給付という要介護認定を受けた被保険者の方に提供する介護サービスについて決算時等に額の報告のみを行わせていただいた経緯があります。</p> <p>これについて昨年度からこちらの会議におきましてもお諮りする内容について、このような要因があるから町として事業をどうしていきたいとか、各種事業の動向から見られる課題の抽出や分析、これにより町として設定した目標などといった事業を進めていくにあたって根本的な部分を明確に会議の場において打ち出させていただいております。これにつきましては、いわゆる計画、実行、チェックについて次につなげるといったPDCAサイクルを明確にすることによって、次に町としてはっきりとした道筋をつなげていく進め方を意識して工夫させていただいた取り組みであります。</p> <p>このような流れの中で、資料３、介護サービスの給付とは違う町の一般財源や地域支援事業交付金といった国県町が負担する交付金を活用した高齢者福祉サービスについても、介護保険事業に密接に関連することから、本日は令和３年度の事業メニューの内容のご紹介ご報告という形になると思っております。こちらにつきまして、今後決算時期に行われます会議におきまして、皆様のご意見を頂戴しながらPDCAサイクルに基づいて事業の方向性等を定めていければと考えております。</p> <p>～（３）美里町における令和３年度の高齢者福祉サービスについて【資料３】について説明～</p> <p>こちらにつきましては、次回以降決算時等に内容の検証や新年度の</p>

	方向性について、介護給付と同じようにご報告とご相談をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
高橋委員長	ありがとうございました。何か疑問な点があれば。
木村委員	ひとり暮らしのセンサーの件ですが、また新しくこれから変えていくということでしょうか。
渡辺課長	3月に入りましたので、4月からスタートできるように現在調整中でございます。
木村委員	内容ですが、これまで部屋にいても感知しないということがあったんですが、どの程度感知しやすくなったのでしょうか。
伊藤課長補佐	今までのセンサーは、例えば、室内の戸やお手洗いの戸など、開け閉めしないとセンサーが反応しない、お手洗いとかを使わなければ反応しないというセンサーだったのですが、今回のセンサーは居室の一定の場所に設置するセンサーとなっており、動体検知といたしまして戸の開け閉めではなくてその方本人が動くことに反応する動体検知のセンサーに変えることになりました。
木村委員	わかりました。ありがとうございました。
高橋委員長	よろしいですか。
清水委員	おむつの利用券について、月額5,000円で年額60,000円ですね。利用券の内容はどうなってますか。1,000円券等ですか。
伊藤課長補佐	5,000円券、3,000円券の2種類となっており、要介護4から5の該当の方が5,000円券、要介護1から3の該当の方が3,000円券となっております。発行された券を町内の契約している薬局さんに提示し金券のような形で利用してもらうものです。
清水委員	ねたきり老人等介護慰労金ですが、月額2,000円で年2回支給となっておりますが、いつ支給ですか。
伊藤課長補佐	上半期下半期で、9月の状況を確認していただいた10月と年度末に支給となっております。月額2,000円なので上半期ですと6か月で12,000円という形です。ただ実際には関西の方で会計検査でこの事業がよろしくない運用がされていたので、厳しく運用してくださいということで、事業の要件等が昨年度かなり狭まった事業となります。
清水委員	寝たきりということの判定の基準はどんなものがあるのですか。例えば1か月以上などの基準があって、この方は寝たきりですと判定するのか、家族の申告なのか、どのような基準になっているのかお聞きしたいと思います。
原田委員	そのことについては、美里町高齢者福祉計画の中に書いてありました。それに関わってですが、高齢者福祉計画に書いてある項目と事業の項目が若干違うのですが、「2. ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業」だと、計画では「高齢者等あんしん見守り支援事業」とあります。これは別の事業ですか。



伊藤課長補佐	同じ事業になります。
原田委員	若干表記が違うので確認しました。
渡辺課長	すみませんでした。結論から申しますと同じ事業です。紛らわしい表現で申し訳ございませんでした。
高橋委員長	大丈夫ですか。
原田委員	はい。分かりました。
戸部委員	外出支援事業ですが、前もって予約しないとだめなんですか。
伊藤課長補佐	事前の登録と、予約いただいた上での運用となっております。
戸部委員	高齢者ふたり暮らしの方など、このような制度を必要とする方がいるのですが、登録していても急に具合が悪くなった時にも対応できるようにできないでしょうか。福祉タクシーもいいのですが、私の住んでいるところから古川まででも4,000円はかかるんです。収入がある方はいいのですが、国民年金だとこのようなものがあると話しても、欲しいときに利用できないと。以前から思っていたのですが、変えられるものなのでしょうか。
渡辺課長	ここにお示ししている外出支援事業は、病院に行くことが決まっている上で事前の予約をいただいて、外出を支援する事業として今日まで継続してきたところです。委員さんがおっしゃるように、急に体調を崩された場合など、急な対応を要する時に連絡するとすぐに移動ができるようなサービスをという御希望だと思います。そのようなお話、意見も各方面からいただいております。なかなか現実的にどうしていくかというところを考えますと、課題がたくさんあるのですが、4月からの新しい計画には記載はありませんが、近い将来、そのようなところも美里町もこういう状況でもありますから、すぐに事業化してやりますと言いたいところですが、なかなかハードルが高いところがございます。しかしながら、私どもも担当課として一つ一つまた再度検討していきながら、そのような御要望があったということで、引き続き検討させていただければと思います。
高橋委員長	よろしいですか。
戸部委員	すいません、もう一つよろしいですか。 紙おむつの支給やねたきり介護慰労金については、だいたい町内でどれくらいの方が対象になっていますか。
伊藤課長補佐	よろしいでしょうか。 ねたきり老人等介護慰労金支給事業につきましては、今年度は対象者ゼロとなっております。
渡辺課長	委員さんにおきましては、策定委員も兼ねていらっしゃるのですが、高齢者紙おむつ等支給事業につきましては、高齢者福祉計画の48ページに実績を記載してございます。令和2年度はまだ終わっていませんが、見込み値で36人となっております。ちなみに、平成30年度は26人、令和元年度は34人、令和2年度見込みが36人となってお

	<p>りますので、緩やかに増加傾向となっております。</p>
高橋委員長	<p>はい、ありがとうございます。よろしいですか。 (はいの声。)</p> <p>次に入らせていただきます。(4) 令和3年度美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針(案)について【資料4、5】です。事務局よろしくをお願いします。</p>
相原課長補佐	<p>長寿支援課 相原です。私の方から令和3年度美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針(案)について【資料4、5】について説明させていただきます。</p> <p>資料4をご覧いただきたいと思います。昨年度の運営協議会で説明させていただきましたが、この基本方針・運営方針(案)につきましては、毎年度末ごとに事業を評価した上で、課題から取り組みを検討しまして、次年度の重点取り組み事項を方針(案)ということで、基本方針の6に記載していきたいということでお話しさせていただきました。それ以外のところについては、大まかには変わるところではないので、制度改正等があれば変更していく予定ということにさせていただきました。</p> <p>その上で、令和3年度ということで作成したものについてですが、令和2年度からの変更点としまして、2ページ目の「IV 地域包括支援センターで行う事業の実施方針」の「1 美里町の地域包括ケアシステムの構築方針」につきまして、令和3年度から第8期介護保険事業計画が展開されることから、そちらの計画の基本理念に沿うものと変更させていただいております。</p> <p>もうひとつ、4ページ「(6) 認知症対策」です。こちらについては、令和2年度の重点取り組み事項を踏まえた上で、変更させていただきました。予防に関する講話、教室及び認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症の啓蒙・啓発が図れるよう事業を進める。また、関係機関との連携により相談の体制づくりを図るという内容に変更しました。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>令和2年度の重点取り組み事項を踏まえて実施した今年度の事業とその評価と課題となっております。</p> <p>昨年度もお話しした通り全ての包括支援センターの事業を記載しているということではなく、重点取り組み事項に沿ったものを掲載させていただきます。</p> <p>昨年度重点取組事項として挙げた項目が6つございました。「1. 町民が介護予防事業に参加しやすい体制づくり」「2. 高齢者の通いの場づくり」「3. 介護支援専門員や介護サービス事業所従事者への支援」「4. 介護予防事業についての地域住民への啓発」「5. 高齢者の生活支援の体制作り」「6. 認知症の啓発」、この6つについて昨年度のこの</p>

	<p>会議でお話しさせていただいた重点取組事項となります。この6つについて取り組んだ内容を説明させていただきます。</p> <p>～資料5 1. 令和2年度介護予防事業等の取組みについての説明～</p> <p>ここに記載はないのですが、他課との連携というところもありまして、介護保険の地域支援事業ですとか、国民健康保険の保険事業と一体的に実施するための取組みということで、町民生活課、健康福祉課と協議をしながら、来年度に向けて事業の計画を立てたところです。来年度から新規事業としまして、検診を受けない病院にも行ってないというような受診歴のない健康状態のわからない方に対して、指導ですとか相談を実施する予定となっております。その他に多職種の方や町内の介護事業所の方を集めた研修会を延べ5回ほど行っております。</p> <p>これらの事業を実施したことなどから把握したものが、4ページの「2. 課題」となっております。</p> <p>～2. 課題の説明～</p> <p>これらの課題から次の5ページになりますが「3. 来年度重点的に取り組む事項」を7つほど検討させていただいております。</p> <p>～3. 来年度重点的に取り組む事項の説明～</p> <p>これらの重点的に取り組む事項というものを、先ほど説明しました資料4の「令和3年度美里町地域包括支援センター基本方針・運営方針(案)」の6として盛り込んでおります。来年度も事業を評価しながら課題から取り組みを検討して、また次の重点取組事項を検討していければと思います。</p> <p>今日はこの重点取組事項にご意見をいただきまして、いただいた意見については、私たちの普段の業務の中で取り組んでいけるようにしていければと思いますのでご意見を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
高橋委員長	<p>事務局から説明がございましたが、ご意見等気づいた点がございましたらご発言をよろしくお願いいたします。コロナ禍で実力が発揮できない点が多々あると思いますが、委員の皆さん気づいた点があればご発言をよろしくお願いいたします。</p>
玉手委員	<p>いろいろ多岐にわたる事業が大変だなあとと思います。南郷病院で手伝えることがあったら言ってください。</p>
高橋委員長	<p>はい。どうぞ。</p>
原田委員	<p>一番最後の4ページの「課題」の(7)医師や薬剤師に対して、地域の社会資源等の情報提供等が不足しているため、連携がとりにくくなっているのではないかと。具体的なこととして、どんなことをイメージすればいいのでしょうか。</p>
	<p>そうですね。実は高齢者の方へのアンケートの中から、自分が何か介護のこととかで困ったときにどこに相談しますかという質問に、主</p>

相原課長補佐	<p>治医の先生に相談するという答えが一番多くありました。もちろんそれはそれでいいかと思うのですが、そうなった時に先生がすべてに対して対応、もちろんされているとは思いますが、これは困ったなとか、どうしたらいいだろうと思うことが、先生たちにあるのではないかと。あったとしても、直接先生方から私たちが直接お声をかけられる場面があまりないのです。それは先生たちが私たちに声をかけないのではなく、私たちが逆に先生たちが声をかけにくい存在だったり、私たちがどのような活動をしているかということが先生方にわかりにくかったり、薬局にもたくさんの高齢者が行かれているのに、薬局さんからこういう方がいて毎日来られていて困っているのよというような相談を受けることが特にないんです。というのは、もしかしたら、あそこに連絡すれば包括支援センターが相談に乗ってくれるということを知らないかもしれないということを考えて、もっと私たちが私たちの役割とはこういうものですか、こういう相談をやっています、こういうふうに動けますということをいろいろと情報提供したり、こちらから積極的にしていく必要があるのではないかなということイメージして記載しております。</p>
原田委員	はい。わかりました。
高橋委員長	よろしいですか。何かほかにありませんか。
櫻井委員	はい。(7)の「地域の社会資源」というのはどういう資源を指しているのか教えてください。
相原課長補佐	<p>ご説明させていただきます。私たちは行政の立場にいる職員ですので、例えば月に1回精神科の先生が来て町で相談事業を行っていますとか、栄養士がいてこういう活動をしていますなど、いろいろな情報があると思います。あとは、ケアマネジャーさんという方がいてこんな活動をしていますとか、今度ここでこんな研修がありますなど、そういういろいろな情報があると思います。そういうものをイメージしております。何か特別な建物があるとか制度だけではなく、普段地域の中で行われている相談活動ですとか、専門職の活動ですとか、専門職がどこにどのようにいるのかとか、そういうところも社会資源として捉えて、医療機関の方ですとか、薬局さんにもお伝えしながら、活用していただければと考えたところでした。</p>
高橋委員長	<p>よろしいですか。自分の生活に知識を与えてくれることも含めて、自分が困ったことなどがあるときに、どこに相談したらいいのか、委員さんが職員の方たちにいろいろなことを聞かれることなど、そういうことも含めて、資源といってもあまり難しく考えずに、日頃生活していくうえで役立つ知識がどこに行けばもらえるのか等も含めてのことを言っているんだと思います。自分が疑問に思っていることは、職員や仲間尋ねたらそれが自分に役立つことになれば資源につながっていくんだと思います。</p>

	<p>次に入らせていただきます。(5) 令和3年度介護予防業務及び介護予防ケアマネジメント業務委託について、資料6です。事務局よろしくをお願いします。</p>
高橋主幹兼包括ケア係長	<p>地域包括支援センターの高橋より説明させていただきます。</p> <p>～(5) 資料6について説明～</p> <p>以上のことから、令和3年度介護予防業務及び介護予防ケアマネジメント業務委託は資料一覧のとおり全37事業所となっております。全事業所が指定居宅介護支援事業所として指定を受けておりますので要件は満たしております。本日もご審議よろしくをお願いします。</p> <p>なお、令和3年度途中に町内ご利用者様から、新たな委託事業所のご相談があった際には、先行で委託の実施を行い、運営協議会に諮らせていただくことでお願い申し上げます。</p>
高橋委員長	はい。
清水委員	事業所の休止廃止が多くなってきていると思うのですが、具体的にはどんなことで休止と廃止になっているのでしょうか。
高橋主幹兼包括ケア係長	休止廃止の3事業所につきましては、法人内の事業所の統廃合が1か所、その他は具体的なお話は伺っておりませんが、人材の確保が難しいということがあると思います。
清水委員	何か事業所として業務上の問題などではないですね。
高橋主幹兼包括ケア係長	はい。事業所で何か問題があったということではございません。
清水委員	要件を満たさないことがあるのでしょうか。人材が集まらないとか、利用者が少ないとかいろいろな理由があるのでしょうか。
高橋委員長	はい。わかりました。
高橋委員長	ケアマネジャーは増えていないのですか。
相原課長補佐	<p>増えていないということではなく、試験はありますので、年間では増えてはいるのですが、実際業務につくかとなりますとケアマネジャーの資格を取る方は、すでに介護などの事業所にお勤めされていらっしゃるの、それを辞めてまでケアマネジャーとして居宅介護支援事業所に配置となるかということ、現在の事業所で業務を続けたいという方もおりますので、必ずしも増えた数がケアマネジャーになるということではないところもあります。</p>
高橋委員長	<p>いい意味である程度淘汰されてきているのかなというところもあるのではないかなと。</p> <p>何かありますか。その他に移りたいのですが、委員の皆さんよろしいですか。</p> <p>(はいの声。)</p> <p>では、(5)は報告通りということで了解していただいて、(6)その他に入ります。事務局何かありますか。</p>
	事務局の方から、次回の運営委員会・運営協議会のことについてご

伊藤課長補佐	<p>説明させていただきます。現在のところ令和3年度におきまして、地域密着型の新規立ち上げの予定はありませんので、来年度の運営委員会・運営協議会につきましては、現在のところ9月の町の決算が終わった後での開催を予定しております。</p> <p>ただ、現在の委員の皆様が令和3年10月末までとなっております。まだ半年以上先のことですが、次回の日程の設定によっては現体制の委員の皆様での運営委員会・協議会になるのか、新体制での開催になるのか、今のところ日程がわかりませんので、その部分につきましては委員さんの体制の調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上事務局の報告とさせていただきます。</p>
高橋委員長	<p>ありがとうございます。最後になりましたが、委員の皆さんせっかくですのでご発言の程をよろしくお願いいたします。</p> <p>何か気づいた点などあればお願いします。</p>
清水委員	<p>第8期の計画について議会に出されたということですが、どうだったのでしょうか。</p>
伊藤課長補佐	<p>議会には条例の改正ということで、主に介護保険料について上程しております。先週の議会の議案で介護保険条例の一部改正につきましては、可決したところでございます。最終的には委員の皆様から策定委員会の場でいただいた意見、議会の全員協議会という政策の説明の場でもご意見をいただいておりますので、微調整をしたのち広報紙で介護保険料の周知とホームページでの公開、各種研修会などで事業計画の内容について周知を図っていく予定としております。</p> <p>皆様には貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。</p>
高橋委員長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声。)</p> <p>ご意見がなければ事務局にお返しいたします。</p>
渡辺課長	<p>高橋委員長、ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、令和2年度第2回美里町介護保険運営委員会及び美里町地域包括支援センター運営協議会を閉会といたします。</p> <p>委員の皆様、長時間にわたりまして、ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

署名委員